

公共工事に係る品目検討フロー

< 品目検討の基本的考え方 >

- グリーン購入法の主旨への適合性を判断し、環境負荷低減効果が客観的に認められるもの、普及の促進が見込まれるものを、明らかに品質が確保できないものを除き特定調達品目候補として、特定調達品目候補群(ロングリスト)に記載する。
- 環境負荷低減効果、環境負荷低減以外の特性(品質確保(安全性、耐久性等)の确实さ、コストの適正さ等)を判断し、特定調達品目候補群(ロングリスト)記載品目を、グループに区分する。

環境負荷低減効果の評価は、品目のライフサイクル全体にわたった総合的な観点から行う。

提案資料

1次スクリーニング
(提案を受け付けられるかどうかの検討)

国及び独立行政法人等による公共工事において調達しないもの、または、極めて少ないもの
環境負荷低減に関する特性について、提案内容を客観的に評価するための資料がないもの
環境負荷低減以外の特性(品質確保(安全性、耐久性)の确实さ、コストの適正さ等を判断するための資料がないもの

公共工事の品目としては、提案を受け付けられない
(書面で提案者に
随時連絡)

2次スクリーニング
(特定調達品目候補群(ロングリスト)に記載するかどうかの検討)

比較対象の選定が不適切なもの
環境負荷低減効果が認められないもの
製の資材など、素材自体の環境負荷低減特性に依拠しているもの
グリーン調達だけでは環境負荷低減効果が実現しないものなど

特定調達品目候補群(ロングリスト)から除外

(この間、別途必要に応じてヒアリングを実施)

特定調達品目候補
< 特定調達品目候補群(ロングリスト)に記載 >

